

定額自動入金サービス利用規定

第1条（定額自動入金サービス）

- （1）定額自動入金サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、毎月12日または27日（金融機関休業日の場合には翌営業日とし、以下「引落日」といいます。）に、山陰合同銀行（以下「当行」といいます。）所定の当行を除く金融機関の本支店のうちお客さまが指定する金融機関の本支店（以下「引落金融機関」といいます。）におけるお客さまご本人名義の預金口座（以下「引落口座」といいます。）から、お客さまが指定する金額（以下「引落金額」といいます。）を口座振替の方法により引き落とし、当行指定の入金日（以下「入金日」といいます。）に、当行に開設されているお客さまご本人名義の DanDanBANK アプリの代表口座（以下「入金口座」といいます。）に入金するサービスです。
- （2）本サービスは、引落日、引落金額および引落口座をそれぞれ1つずつ指定することで1契約とし、お客さまにつき最大3契約までお申込みいただけるものとします。
- （3）本サービスの利用は個人のお客さまに限ります。
- （4）当行は、本サービスにかかる業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第2条（引落金融機関等について）

- （1）引落日は、毎月12日または27日（これらの日が金融機関休業日の場合は翌営業日）のうちどちらかとします。
- （2）引落金額は、1契約につき10万円以上100万円以内（単位：1千円）の金額とします。
- （3）入金日は、原則、引落日の4営業日後の日とします。
- （4）引き落とし後、当行口座へ入金されるまでの期間、また、入金不能時においては、引き落とし後、引落口座へ返却されるまでの期間については、当該資金に対して利息は付されないものとします。また、当該期間の資金に対しては、当行の預金保険の対象外となります。

第3条（本サービスの申込）

- （1）本サービスの申込みは、DanDanBANK アプリから受け付けます。
- （2）本サービスの申込みの際は、お客さまは第11条（反社会的勢力の排除）第1項2号に該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約した上で申込むこととします。また第11条第1項3号の①から⑤のいずれの行為も行わないことを確約します。
- （3）本サービスの利用はお客さまと引落金融機関との間における口座振替契約の成立を前提とします。当該口座振替契約が成立しない場合、本サービスの利用はできません。
- （4）お客さまによる第1項の申込手続きにおいて誤入力等があったとしても、これにより生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- （5）第3項の口座振替契約が成立し、引落金融機関での口座振替受付完了の通知を当行が確認したときに、お客さまと当行との間で本サービスにかかる契約が成立するものとします。
- （6）前項に基づく本サービスにかかる契約の成立後、当行は、当行所定の時期から本サービスを実行す

るものとします。

第4条（契約内容の変更）

- （1）引落金額を変更する場合、当行所定の方法により手続きをしてください。ただし、引落金額を変更した場合、かかる手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において変更前の引落金額により本サービスが実行される場合があります。かかる場合に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- （2）引落日または引落口座を変更したい場合、当該引落日または当該引落口座に関する本サービスにかかる契約を第5条に従い解約し、再度、第3条に従い本サービスの申込みを行ってください。

第5条（本サービス利用の休止・再開・解約）

- （1）お客さまが本サービスの全部または一部の利用を休止もしくは再開し、または本サービスにかかる契約の全部または一部を解約する場合、当行所定の方法により手続きをしてください。
- （2）お客さまが前項に定める休止・解約の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日において、本サービスが実行される場合があります。また、お客さまが前項に定める再開の手続きを行った時期によっては、その直後に到来する引落日に、本サービスが実行されない場合があります。これらの場合に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

第6条（本サービスの停止、終了）

- （1）当行は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を停止し、または本サービスにかかる契約の全部または一部を解約して本サービスを終了することができるものとします。これにより生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。
 - ① 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備の保守または工事が必要なとき
 - ② 本サービスを提供するために必要なシステムまたは設備に障害が発生したとき
 - ③ 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当行の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - ④ 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または継続不能となったとき
 - ⑤ その他当行が必要と判断したとき
- （2）前項の規定にかかわらず、当行は、3回連続して引落日において資金不足等の理由により引落口座から引落金額の引き落としができなかった場合、お客さまに事前に通知することなく、当該引落口座に関する本サービスにかかる契約を解約します。これにより生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

第7条（当行口座への入金不能時の取扱い）

入金口座において取引が制限されている等の理由により、引落金額を入金口座に入金できない場合、当行は引落金額から当行所定の振込手数料を差し引いた金額を引落口座に振り込む方法により、資金を返却する場合があります。この場合の振込手数料は、振込手数料の無料回数分にカウントいたしません。また、この場合、当行は、お客さまに事前に通知することなく本サービスにかかる契約を解約することができるものとし、これによって生じた損害については一切責任を負いません。

第8条（個人情報の取扱い）

- （1）本サービスの利用に関連して当行が受領した利用情報は、当行がホームページに掲載する「個人情報の取扱いについて」に記載の利用目的等に従い取扱います。
- （2）当行が、裁判所等から法令等に基づいて利用情報の開示を請求された場合、当行は、当該請求に応じて当該情報を開示することがあります。当行は、本項に基づく開示に起因して生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由を除き、一切責任を負いません。

第9条（通知等）

- （1）当行からお客さまへの各種通知等は、当行ホームページへの掲示、届出住所への郵送または届出のメールアドレスへの電子メールの送信等のいずれかにより行うものとします。
- （2）当行が届出の住所またはメールアドレス等に各種通知等を行った場合、当該通知が延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、当行への届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

第10条（免責事項）

本サービスに関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、一切責任を負いません。

第11条（反社会的勢力の排除）

利用者に以下の各号の事由がひとつでも該当するときは、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく本サービスにかかる契約を解約することができるものとします。

- （1）利用者が本サービス利用開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- （2）利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当し、または次の①から⑤のいずれかに該当することが判明した場合
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 利用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為

第 12 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、「DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用規定、手数料無料プログラム規定等」の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第 13 条（規定等の変更）

- (1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

第 14 条（準拠法・管轄裁判所）

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスの利用に関して利用者と当行の間で紛争が生じた場合、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

預 796（2026.9 制）